

マージン率等の情報提供について

労働者派遣法第23条第5項に基づき、下記の情報を提供します。

対象期間: 令和6年11月 ～ 令和7年10月

① 令和8年6月1日付け 派遣労働者数

2人

② 令和7年度 派遣先事業所数(実数)

1事業所

③ 令和7年度(令和6年11月1日～令和7年10月31日) 労働者派遣に関する料金の額の平均額

18,483円(8時間 全業務平均)

④ 令和7年度(令和6年11月1日～令和7年10月31日) 派遣労働者の賃金の額の平均額

11,712円(8時間 全業務平均)

⑤ 令和7年度(令和6年11月1日～令和7年10月31日) マージン率

36.6%

$$\text{マージン率} = \frac{\left[\begin{array}{c} \text{前事業年度における派遣元事業所ごとの派遣労働者1人1日} \\ \text{(8時間)当たりの労働者派遣に関する料金の額の平均額} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{c} \text{前事業年度における派遣元事業所ごとの派遣労働者1人1日} \\ \text{(8時間)当たりの賃金の額の平均額} \end{array} \right]}{\left[\begin{array}{c} \text{前事業年度における派遣元事業所ごとの派遣労働者1人1日} \\ \text{(8時間)当たりの労働者派遣に関する料金の額の平均額} \end{array} \right]}$$

※百分率(%)表記にした場合に、小数点以下一位未満の端数があるときは、これを四捨五入すること。

⑥ 労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定を締結しているか否かの別等

労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定を

☒ 締結している

当該労使協定の対象となる派遣労働者の範囲 (全ての派遣労働者)

当該労使協定の有効期間の終期 (令和 9年 3月 31日)

☐ 締結していない

⑦ 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

訓練内容

訓練種別	対象者となる派遣労働者 雇入時・派遣中・待機中など	訓練方法 OJT・OFF-JT	訓練費用負担額 無償・有償	賃金支給 有給・無給
新規採用者訓練	雇入時	OFF-JT	無償	有給
OA機器操作訓練	派遣中	OFF-JT	無償	有給
品質管理研修	派遣中	OFF-JT	無償	有給
リーダー就任研修	リーダー就任時	OFF-JT	無償	有給

キャリアコンサルティング相談窓口 鴨宮事業所 派遣元責任者 岩崎佑介 TEL 0465-46-6772

⑧ その他の労働者派遣事業の業務に関し参考となる事項(福利厚生など)

事業所名 相模洋洗株式会社 鴨宮事業所
許可番号 派14-302800

令和8年6月2日